

開発事業協議書提出書類 開発行為

○印のついた書類を各担当課用に提出して下さい。協議書の上部余白に課名を表示して下さい。

提出書類名		明記すべき事項	開 発 指 導 計 画 係 課	道 路 管 理 課	下 水 道 経 営 課	み ど り 公 園 課	環 境 ・ 公 害 対 策 課	資 源 循 環 推 進 課	警 防 課	市 民 生 活 あ ん ぜ ん 課	市 民 相 談 課	部 数 計
1	委任状		○									1
2	図面目録		○									1
3	開発区域位置図	方位、縮尺位置等の明示 S=1/50,000 以上	○									1
4	開発区域区域図	方位、縮尺位置等の明示 S=1/2,500 以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
5	求積図	区域全体、各区画、各公共施設別	○	○	○	○			○			5
6	建物求積図		○						○			2
7	緑地求積図	・三斜図・求積図、人工構築物の控除、 緑地基準面積の良否、内寸法	○			○						2
8	現況図	・方位、縮尺、開発区域の赤枠表示 ・公道、水路、青地の着色表示 ・周辺道路の名称、幅員、歩道、切下げ位置 ・隣接地の区画、境界上の工作物 ・区域内、隣接地、道路の現況地盤高 ・水道本館、下水管の径、埋設位置	○	○	○	○	○	○	○	○		8
9	公図の写し	・方位、縮尺、開発区域の赤枠表示 ・公図を写した日、転写人名、写した場所 ・公道、水路、青地の着色表示	○	○	○	○						4
10	公共施設新旧対照図	・既存の公共施設、新設する公共施設の記号、番号、着色 ・新旧対照表	○	○	○	○	○	○	○			7
11	土地利用計画図	・方位、縮尺、開発区域の赤枠表示 ・道路(後退部分)の位置、幅員 ・予定建築物の用途、敷地面積 ・周辺道路の名称、幅員、歩道、切下げ位置 ・区域内及び周辺の計画地盤高、現況地盤高 ・擁壁の位置、構造、延長、高さ ・既設及び新設する排水施設の位置、寸法、接続方法 ・区画、緑地、駐車場、道路、幅員、ごみ停留所等 土地利用計画に関する部分の名称、面積	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
12	造成計画平面図	・擁壁の位置、構造、延長、高さ ・区画の面積、計画地盤高 ・現況地盤高及び計画地盤高・切盛造成部分の色分を明示 ・道路の位置、形状、幅員、勾配	○	○	○	(○)						4
13	造成計画断面図	・現況地盤の断面と計画地盤の断面の対照図 ・道路境界、幅員及び開発区域の明示 ・擁壁の位置、高さ、構造 ・法面の位置、勾配、仕上げ	○	○	○	(○)						4
14	道路断面図	道路敷き及び道路の断面、構造、幅員、排水構造	○	○	○							3
15	排水計画平面図	・(汚水)公共下水道の埋設位置、公共樹の位置、寸法 ・(汚水)合併式浄化槽等の表示、道路側溝への接続 または宅地内浸透槽の直系、深さ ・(雨水)宅地内浸透槽までの経路、勾配、樹等の寸法 ・(雨水)横引き浸透槽の位置、延長、集水施設の名称、寸法	○	○	○	○	○					5
16	排水施設断面図	・放流先への接続詳細図 ・宅地内浸透槽等の断面、構造、寸法、使用材料の表示	○	○	○							3
17	給水施設計画平面図	給水本管の位置、管径、分岐位置	○									1
18	消防水利図 (開発区域 3,000 m ² 以上)	・消火栓の位置、構造 ・防火水槽の位置、形状、構造	○						○			2
19	がけの断面図	がけの高さ、勾配、土質、保護の方法	○									1
20	擁壁の断面図	擁壁の寸法、勾配、使用材料の種類、裏込めの寸法	○	○ ※4								2
21	雨水計算書	設計者名、資格、押印	○	○	○	(○)						4
22	緑地計画図	・緑化区画の 80%以上の良否、植栽する本数、 高木・中木の植栽位置、樹種	○	○	○	○						4
23	建物平面図(各階)		○	○	○	○if	○	○	○	○		8
24	建物立面図		○				○	○	○	○		5
25	建物断面図		○				○		○			3
26	日影図		○			(○)					○	3
27	利用計画書(倉庫のみ)		○				○					2
28	お知らせ板遠景と近景		○									1
29	近隣住民等説明報告書		○			(○)		○		○	○	5

共同住宅等の開発事業にあつては、計画戸数により以下の課の分の資料を追加で用意してください。(開発区域区域図、現況図、土地利用計画図、建物平面図)

【計画戸数 50 戸以上：①危機管理課、②学校教育課、計画戸数 200 戸以上：③ほいく課】

※1 みどり公園課の括弧書きは、公園設置がある場合に必要となります。

※2 都市計画法第 29 条の規定による開発許可申請時には、網掛部の図面が添付図面となりますので、その他の図面等は必要ありません。

※3 高さ 10m または延床面積 1000m² を超える建築物は別途景観法令に基づく手続きが必要になります。

※4 道路に面して擁壁を設ける場合に必要となります。